

振込規定の一部改正

改 正 後	現 行
<p>1.～10. (省略)</p> <p>11. (手数料)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。<u>また、依頼どおりの処理</u>ができなかったとき<u>も</u>、組戻手数料は<u>返却しません</u>。</p> <p>(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、<u>前項の組戻手数料は返却しません</u>。</p> <p>(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は<u>返却しません</u>。</p> <p>(5)、(6) (省略)</p> <p>12.～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和8年4月1日現在)</p>	<p>1.～10. (省略)</p> <p>11. (手数料)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 組戻しの受付にあたっては、当組合所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。<u>ただし、組戻し</u>ができなかったとき<u>は</u>、組戻手数料は<u>返却します</u>。</p> <p>(3) 組戻しされた振込代り金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、<u>(追加)</u>組戻手数料は<u>返却します</u>。</p> <p>(4) 振込代り金が入金口座なし等の事由により返却された場合、振込手数料は<u>返却いたしません</u>。</p> <p>(5)、(6) (省略)</p> <p>12.～15. (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 (令和2年4月1日現在)</p>